

国自技環第 188 号
国自基第 235 号
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課課長
車両基準・国際課課長
(公印省略)

「低排出ガス車認定結果公表要領について」及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」の一部改正について

「低排出ガス車認定結果公表要領について」(平成 18 年 3 月 17 日国自環第 253 号)及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」(平成 23 年 6 月 30 日国自環第 70 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

国自技環第 188 号
国自基第 235 号
令和 5 年 3 月 31 日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課課長
車両基準・国際課課長
(公印省略)

「低排出ガス車認定結果公表要領について」及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」の一部改正について

「低排出ガス車認定結果公表要領について」(平成 18 年 3 月 17 日国自環第 253 号)及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」(平成 23 年 6 月 30 日国自環第 70 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

国自技環第 188 号
国自基第 235 号
令和 5 年 3 月 31 日

一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局
技術・環境政策課課長
車両基準・国際課課長
(公印省略)

「低排出ガス車認定結果公表要領について」及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」の一部改正について

「低排出ガス車認定結果公表要領について」(平成 18 年 3 月 17 日国自環第 253 号)及び「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」(平成 23 年 6 月 30 日国自環第 70 号)の一部を別添新旧対照表のとおり改正しましたので、了知いただくとともに、傘下会員(組合員)に対し周知方お願いいたします。

「低排出ガス車認定結果公表要領について」の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 18 年 3 月 17 日国自環第 253 号

最終改正：令和 5 年 3 月 31 日国自技環第 188 号・国自基第 235 号

新	旧
<p style="text-align: center;">低排出ガス車認定結果公表要領</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 公表資料の記載上の注意点 (1) ～ (4) (略) (5) 測定物質欄のPMについては、軽油を燃料とする自動車及びガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車についてのみ記載する。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 実施期日 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>様式 1 ・ 様式 2 (略)</p> <p>様式 3 【別紙の通り】</p> <p>様式 4 ・ 様式 5 (略)</p>	<p style="text-align: center;">低排出ガス車認定結果公表要領</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. 公表資料の記載上の注意点 (1) ～ (4) (略) (5) 測定物質欄のPMについては、軽油を燃料とする自動車についてのみ記載する。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 実施期日 この要領は、平成 2 9 年 4 月 1 日から実施する。</p> <p>様式 1 ～ 様式 5 (略)</p>

「低排出ガス車認定実施要領の細部取扱いについて」の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

平成 23 年 6 月 30 日 国自環第 70 号

最終改正: 令和 5 年 3 月 31 日 国自技環第 188 号・国自基第 235 号

新	旧
<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">低排出ガス車認定の実施細目について</p> <p>低排出ガス車の認定については、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号、以下「実施要領」という。)によるほか、下記のとおり取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.(略)</p> <p>2.(略)</p> <p>3. 実施要領別表関係 ガソリン、液化石油ガス、圧縮天然ガス、液化天然ガス及びメタノールを燃料とする自動車(ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車を除く。)からは粒子状物質が排出されないものと見なす。</p> <p>4.(略)</p> <p>5.(略)</p> <p>別記様式 (略)</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p style="text-align: center;">低排出ガス車認定の実施細目について</p> <p>低排出ガス車の認定については、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号、以下「実施要領」という。)によるほか、下記のとおり取り扱うこと。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.(略)</p> <p>2.(略)</p> <p>3. 実施要領別表関係 ガソリン、液化石油ガス、圧縮天然ガス、液化天然ガス及びメタノールを燃料とする自動車からは粒子状物質が排出されないものと見なす。</p> <p>4.(略)</p> <p>5.(略)</p> <p>別記様式 (略)</p>

この通達は、令和5年4月1日から施行する。